

**改正**

平成18年6月23日条例第53号

平成25年12月25日条例第93号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成31年3月28日条例第54号

高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例

(設置)

**第1条** 自動車を利用してキャンプを行うことができる場所等を提供し、市民の健康増進と相互の交流の促進に寄与するため、高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場（以下「オートキャンプ場」という。）を高松市庵治町3220番地1に設置する。

(使用許可)

**第2条** オートキャンプ場の施設・設備等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) オートキャンプ場内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オートキャンプ場の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、オートキャンプ場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し、使用の停止等)

**第3条** 市長は、前条第1項の許可をした後において、同条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき、又は同条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は前条第1項の許可に付した条件に違反したと

き。

(2) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(利用の制限)

**第4条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、オートキャンプ場への入場を拒み、又はオートキャンプ場からの退場を命ずることができる。

(1) オートキャンプ場内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、オートキャンプ場の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

**第5条** オートキャンプ場の入場者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第6条** オートキャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) オートキャンプ場の平等な利用が確保されること。

(2) オートキャンプ場の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、オートキャンプ場の効用を十分に発揮するとともにオートキャンプ場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(4) その他オートキャンプ場の設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用許可及びその変更の許可、使用許可の取消し並びに使用の停止に関する業務
- (2) 入場の拒否及び退場の命令に関する業務
- (3) オートキャンプ場の維持管理その他の規則で定める業務

6 第1項の規定によりオートキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条から第4条までの規定の適用については、第2条、第3条前段及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条後段中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

7 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、オートキャンプ場の管理を行わなければならない。

(利用料金)

**第7条** 前条第1項の規定によりオートキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、同条第6項の規定により読み替えて適用される第2条第1項の規定による使用の許可を受けた者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金は、別表に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

**第8条** 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

**第9条** 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱い)

**第10条** 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは第6条第5項に規定する業務の全部の停止を命じたとき、又は利用料金を指定管理者の収入として收受させないときは、第7条第2項の利用料金の額をオートキャンプ場の使用料として徴収する。

2 前2条の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年 1 月10日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に編入前の太鼓の鼻オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成12年庵治町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成18年 6 月23日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第 6 条第 2 項から第 4 項までの規定の例により、同条第 1 項に規定する指定管理者の指定をすることができる。
- 3 改正前の第 2 条及び第 3 条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の第 6 条第 6 項の規定により読み替えて適用される改正後の第 2 条及び第 3 条の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成25年12月25日条例第93号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月28日条例第54号）

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 項の表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

**別表**（第 7 条関係）

オートキャンプ場施設・設備等利用料

1 入場料

区分	単位	利用料
一般	1 人 1 回	310円
小学生・中学生	1 人 1 回	200円

備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。
- 2 就学年齢に達しない者は、無料とする。

2 オートキャンプサイト・バンガロー

名称	使用区分	単位	利用料
----	------	----	-----

オートキャンプサイト	日帰り	1 区画 1 回	2,080円
	宿泊	1 区画 1 回	3,130円
バンガロー	日帰り	1 棟 1 回	4,180円
	宿泊	1 棟 1 回	6,280円

#### 備考

- この表及び設備・用具の表において「日帰り」とは午前9時から午後4時までの使用をい、「宿泊」とは午後2時から翌日の午前10時までの使用をいう。
- オートキャンプサイトの1区画に普通自動車を2台駐車する場合は、この表に規定する額に1,030円を加算する。
- 連続して2泊以上使用する場合、2泊目以降の宿泊に係る利用料はこの表に規定する額の10分の8の額とし、宿泊の開始又は終了の日以外の日の午前10時から午後2時までの使用に係る利用料は無料とする。
- 利用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

#### 3 設備・用具

名称	単位	利用料
交流電源	1 箇所	1,030円
温水シャワー	1 回	100円
テント	1 張	2,080円
寝袋	1 個	510円
テーブル	1 脚	310円
いす	1 脚	100円
タープ	1 張	200円

#### 備考

- この表に規定する額（温水シャワーの利用料を除く。）は、日帰り又は宿泊の使用1回についてのものとする。
- この表に掲げるもの以外の設備・用具の利用料の上限額は、類似する設備・用具の利用料の上限額に準じて市長が定める額とする。

#### 4 駐車場

区分	単位	利用料
----	----	-----

一般駐車場（1台使用）	1日1回	520円
-------------	------	------